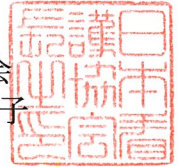


令和元年 11 月 28 日

厚生労働省  
保険局長 濱谷 浩樹 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会長 福井 トシ子



## 2020 年度診療報酬改定に関する要望書（その 2）

2025 年を目前に医療・介護提供体制の改革が大きく進められている中、安全で安心な医療・看護を持続的に提供するためには、働き方改革を強力に推進する必要がある。今回は主に看護職の負担軽減に焦点を当て、下記の通り要望する。

記

### 1. 働き方改革に伴い必要な看護職員の確保が可能となる入院基本料の引き上げ

医療従事者の働き方改革が進められる中、医師からのタスクシフト・タスクシェアおよび勤務環境改善を推進するために必要な看護職員の確保が可能となるよう入院基本料の引き上げを要望する。

### 2. 看護補助者の配置に関する評価の引き上げ

看護職員のタスクシフト・タスクシェアおよび勤務環境改善を推進するためには、看護補助者の確保は喫緊の課題である。近年看護補助者数は減少傾向であり、その確保は非常に困難な状況であるため、処遇等を改善し確保が可能となるよう、看護補助者の配置に関する評価の引き上げを要望する。

### 3. 「重症度、医療・看護必要度」の B 項目の測定方法の変更および記録の負担軽減

第 430 回中央社会保険医療協議会総会で報告された「入院医療等の調査・評価分科会における検討結果報告」にもあるように、患者状態を正確に把握するために、「重症度、医療・看護必要度」の B 項目の判断基準を「患者の状態」と「介助の実施」に分けて測定することを要望する。その際には、記録の負担軽減のため、新たに測定する「患者の状態」が「介助の実施」の根拠となり別途記録の作成が不要となることを「重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」）にて明示することを要望する。

以上